

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2018年7月4日 |
| 【会社名】 | 三浦工業株式会社 |
| 【英訳名】 | MIURA CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 社長執行役員 CEO 宮内 大介 |
| 【本店の所在の場所】 | 愛媛県松山市堀江町7番地 |
| 【電話番号】 | (089)979-7045 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経営企画室長 宮栄 直樹 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区高輪2丁目15番35号 三浦工業株式会社東京支店 |
| 【電話番号】 | (03)5793-1031 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員首都圏事業本部長 小野 巧 |
| 【縦覧に供する場所】 | 三浦工業株式会社東京支店 (東京都港区高輪2丁目15番35号) 三浦工業株式会社大阪支店 (大阪府東大阪市西石切町7丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

2018年6月28日開催の当社第60回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2018年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金17円

総額 1,913,290,024円

剰余金の配当が効力を生じる日

2018年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 5,000,000,000円

第2号議案 当社とMLE株式会社との合併契約承認の件

MLE株式会社は、当社の子会社の株式を保有する持株会社で、当社の完全子会社です。今般、当社を存続会社とし、同社を吸収合併することで、グループ経営のスピードアップと効率化を図るものであります。

なお、本合併に伴い、当社においては合併差損が生じることが見込まれるため、会社法第795条第1項、第796条第2項但書及び第795条第2項第1号の規定により本合併に係る合併契約のご承認をお願いするものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役10名選任の件

監査等委員である取締役以外の取締役として、高橋祐二、宮内大介、西原正勝、細川公明、越智康夫、丹下聖吾、森松隆史、兒島好宏、原田俊秀、米田剛の10名を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成の割合(%) |
|-------|---------|--------|-------|------|-----------------|
| 第1号議案 | 821,423 | 33,403 | 1 | (注)1 | 可決(96.09%) |
| 第2号議案 | 854,669 | 43 | 116 | (注)2 | 可決(99.98%) |
| 第3号議案 | | | | (注)3 | |
| 高橋祐二 | 801,479 | 52,859 | 487 | | 可決(93.76%) |
| 宮内大介 | 812,905 | 41,433 | 487 | | 可決(95.10%) |
| 西原正勝 | 844,371 | 9,967 | 487 | | 可決(98.78%) |
| 細川公明 | 845,565 | 8,774 | 487 | | 可決(98.92%) |
| 越智康夫 | 845,168 | 9,171 | 487 | | 可決(98.87%) |
| 丹下聖吾 | 845,171 | 9,168 | 487 | | 可決(98.87%) |
| 森松隆史 | 845,168 | 9,171 | 487 | | 可決(98.87%) |
| 兒島好宏 | 845,167 | 9,172 | 487 | | 可決(98.87%) |
| 原田俊秀 | 845,168 | 9,171 | 487 | | 可決(98.87%) |
| 米田剛 | 843,009 | 11,329 | 487 | | 可決(98.62%) |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上